

# 広報みはま



五月晴れのもと 3,559 人が快走！

## 主な記事

- 第4期介護保険事業計画及び老人福祉計画を策定 P2~
- 新型インフルエンザに注意！ P5
- 第21回美浜・五木ひろしまラソン開催 P6~

Jun.2009

6

No.461



町長に答申書を手渡す大越運営協議会長  
(淑徳大学准教授)

# 「誰もが安心して暮らせるぬくもりとふれあいの町」を目指して…

## 第4期介護保険事業計画 及び

### 老人福祉計画を策定

3年後の高齢化率は  
3割を超える見込み

現在、町の総人口の内65歳以上の人が占める割合（高齢化率）は29%を超え、介護や支援を必要とする人の数が増え続けています。戦後のベビーブーム世代が高齢期に入る平成

26年度には、32%を超えることが予想されています。

嶺南市町の高齢化率と比較しても、本町の高齢化が進んでいることがうかがえ、早急に新たな高齢者施策を講じる必要に迫られています。

高齢化率の上昇により  
介護保険料の増額が必要

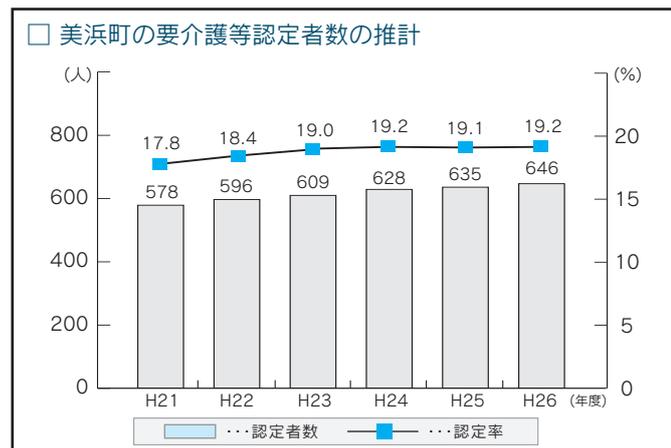
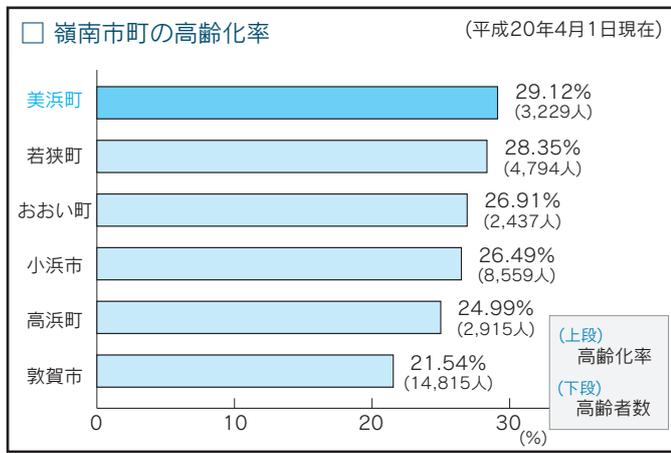
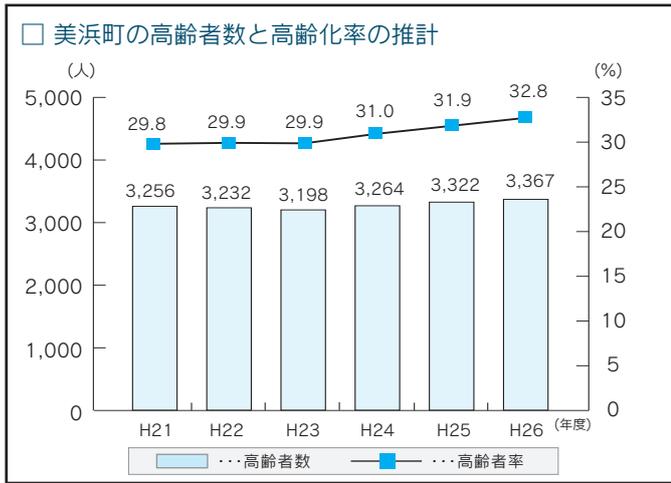
これまで、介護サービスの提供を確保するため、少しずつ介護保険料を増額してきましたが、今後の要介護等認定者数を見通すと、更なる増額が必要となります。

**平**

成19年12月から「美浜町介護保険運営協議会」が検討を進めてきた「第4期介護保険事業計画及び老人福祉計画」がこのほどまとまり、町長へ答申されました。

この計画は、高齢者の介護保険サービスの適正な利用や、地域での介護ケアの推進など、今後の方向性を示したもので、平成12年度から3年ごとに行われており、今回で4回目となります。

今回の広報では、高齢化が進む町の現状と今回答申を受けた平成21年度から平成23年度までの計画、そして、町が取り組む事業についてお知らせします。



## 将来の高齢者介護の姿を 見据え計画を策定

町では、計画策定にあたり「美浜町介護保険運営協議会」を設置し、委員には、高齢者の意識や地域の実情を反映していくため、学識経験者や保健・福祉・医療等の関係機関のほか、に町民からも委員を募り、協議を重ねました。

計画期間は、高齢化率が高まる5年後の平成26年の目標を定めた上で、直近の平成21年から23年までの3年間としています。

今後、町では下表の基本理念のもと、3つの基本方針を柱としながら計画の実現に向けて、各種施策が円滑に推進されるよう、福祉、保健、

医療分野の連携はもちろん、行政や関係事業者・団体との連携・調整を図ります。

また、高齢者が生きがいを持って活動的に暮らすことを地域全体で支援していくために、地域住民と行政との協働によるまちづくりを積極的に推進していきます。



↑運営協議会で策定した計画書



自分の身体は  
自分で守る!!

介護保険運営協議会委員  
関根クリニック院長  
関根 健史 医師

今回、町民だれもが健康な状態で長生きできるようにと協議を重ね計画を策定しましたが、やはり健康長寿でいるためには、日々の生活習慣病を予防し、病気を早期に発見・治療することが大切です。

特にご年配の方は、体調が悪くても「これくらいなら大丈夫」と我慢し病院にかからない人が多くいますが、その徴候をほおっておくことで病気を重度化させることがあります。

長生きすることはすばらしいことですが、健康な状態で長生きできるよう、かかりつけ医を見つけ、町の健康診断やがん検診などを定期的に受けることを心掛けましょう。

## 計画の体系

### 基本理念

誰もが安心して暮らせる  
ぬくもりとふれあいの町



### いつまでも自分らしく生きられるまち

- ▷ 活動的な85歳をめざそう運動の実施
- ▷ 生きがい、健康づくりなどの予防活動の実施
- ▷ 利用しやすい福祉サービスの充実
- ▷ 成年後見制度(※1)の周知
- ▷ 「元気はつらつ教室」の開催 など

(※1)・・・認知症高齢者など判断能力が不十分な人が自立して生活できるように、財産管理や契約等を法的に保護する制度



### 介護が必要になっても安心して暮らせるまち

- ▷ 訪問看護の提供体制の確保  
(遠隔訪問看護ステーションとの連携・訪問看護事業所の誘致など)
- ▷ 医療機器(痰の吸引器など)のレンタルへの支援
- ▷ 介護サービスの適切な利用の促進
- ▷ かかりつけ医による早期発見
- ▷ 認知症に関する出前講座の実施 など



### 地域でお互いに支えあって生きるまち

- ▷ 地域組織との情報ネットワークの強化
- ▷ 意識づくり(啓発活動)
- ▷ 家族介護者向け介護技術研修会の実施
- ▷ 家族介護者に対する専門家によるメンタル支援の充実
- ▷ 家族介護者の経済的負担の軽減(介護支援金・おむつの支給) など

○被保険者の所得段階別の保険料率

所得段階	所得等の条件	介護保険料		
		基準額に対する比率	年額	月額
第1段階	町民税世帯非課税で、老齢福祉年金・生活保護の受給者の方	0.50	24,000円	2,000円
第2段階	町民税世帯非課税で、合計所得額および課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.50	24,000円	2,000円
第3段階	町民税世帯非課税で、第2段階対象者以外の方	0.75	36,000円	3,000円
第4段階	本人が町民税非課税で、本人の合計所得額および課税年金収入額が80万円以下の方	0.87	41,760円	3,480円
	本人が町民税非課税で上記以外の方	1.00	48,000円	4,000円(基準額)
第5段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が200万円未満の方	1.25	60,000円	5,000円
第6段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が200万円以上の方	1.50	72,000円	6,000円

運営協議会で協議を重ね  
介護保険料を改定

運営協議会（通算7回）で協議を重ねた結果、本年4月以降の介護保険料は左表のとおりとなりました。今回は、今後の高齢化率等を見通し、初めて基金（介護サービスを行うための積立金）を取り崩しましたが、皆さんから負担いただく保険料も、

現行の3,900円から4,000円に引き上げることとなりました。実際の保険料は、前年度の所得金額に応じて算定されるため、一人ひとりの金額が異なります。各個人が支払う保険料は、7月上旬に町健康福祉課から対象者へ通知します。

いっしょに考えませんか？  
自分の身体のこと

町では、いつまでも元気で過ごせるように、平成18年度から町保健福祉センターはあとぴあで「元気はつらつ教室」を実施しています。

この教室は、脳活性トレーニングや健康体操、バランスのよい食事のとり方などのプログラムを用意し、自立した生活の確立が図れるよう講習を行っています。

また、日常生活で必要となる機能の確認のため、特定健診に合わせて介護予防健診も行っています。参加を希望される方は、町健康福祉課内高齢者支援センター（☎321-6704）までお問い合わせください。



↑保健師の指導を受け体操をする参加者

教えて！

浜さんコーナー

**Q** 美浜町の介護保険料は、何に使われているの？

**A** 美浜町の介護保険料は、大きく2つに分けて使われているんだよ。

まず、1つ目は施設サービス。久々子湖畔にある「湖岳の郷」は知っているよね。そこで介護サービスを受けた人の費用の一部をまかなっているんだ。

そして、2つ目が在宅サービス。ホームヘルパーさんが自宅を訪問して食事・排泄・入浴のお世話をする「訪問介護」や、佐田にあるディサービスセンター「ほほえみ」の通所介護の費用などに使われているんだよ。

分かりやすく言うと、1,000円の介護サービスを受けた人がお金を払う時、その人は1割の100円だけを支払って、実は、見えないけど、残りの900円が、国・県・町の負担金(50%)、そして、40歳以上の方が納めた介護保険料(50%)で支払われているんだ！



# ▶▶▶ 新型インフルエンザに注意！

**町**では、5月16日に国内で新型インフルエンザの患者が確認されたことを受けて、町民への感染、その他被害防止に万全を期すため、「美浜町新型インフルエンザ警戒本部」を設置しました。

本会議では、国・県等の情報収集に努めると共に、今後の対応や対策を検討し、町保健福祉セン

ター はあとびあにおける相談窓口の設置や、町ホームページや行政チャンネル等を通じて町民の皆さんへの情報提供を行っています。

町民の皆さんには、正しい情報に基づいた冷静な対応をお願いします。

※新型インフルエンザの情報は、刻一刻と変化しますので報道等にご注意下さい。

## ▷ 町民の皆さんへ「個人・家庭でできること」

**1** 新型インフルエンザ情報を収集しましょう。  
町のホームページや行政チャンネル、テレビ、新聞などで最新の情報を入手しておきましょう。

**2** 感染予防対策を徹底しましょう。  
感染経路は、季節型インフルエンザと同じであると考えられており、くしゃみや咳による「飛沫感染」と「接触感染」が主な感染原因となります。  
そのため、通常のインフルエンザの感染予防策を習慣付けておくと、新型インフルエンザの感染予防につながります。

**3** 食料品・マスクを備蓄しましょう。  
新型インフルエンザが発生し、大流行（パンデミック）になった場合に備えて、日頃から2週間分程度の食料品やマスクを備蓄しておく必要があります。

**4** 外出には十分注意しましょう。  
発生地への不要不急の旅行等は控えましょう。やむを得ず発生地に行く場合には、人ごみを避けるなど十分注意しましょう。

### ！ 相談窓口を設置しています。

新型インフルエンザの症状（咳、発熱、鼻水、体がだるいなど）がある方は、直接医療機関へ受診せず、次の機関にご連絡ください。

- 発熱相談センター（二州健康福祉センター内）  
☎ 22-3747  
【時間】8:30～21:00（平日・休日とも）
- 町保健福祉センター はあとびあ  
☎ 32-3111  
【時間】8:30～17:30（平日・休日とも）

## 日常できる予防対策

● **手洗い・うがいをしましょう**  
特に帰宅した際のうがいと石けんを使った手洗いを心がけましょう。

● **適度な湿度を保ちましょう**  
空気が乾燥すると、のどの粘膜も乾きやすくなり、ウイルスを防ぐ力が低下しますので適度な湿度を保ってください。  
マスクをつけることも効果があります。

● **栄養と休養を十分に取らしましょう**  
栄養のある食事を心がけ、十分な睡眠をとり、体力と抵抗力をつけておきましょう。

● **「咳エチケット」が非常に大切です。**  
熱、咳、くしゃみなどの症状があるときは、マスクをつけましょう。マスクがない時は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、周囲の人から顔をそむけ2m以上離れましょう。  
その後は、よく手を洗いましょう。

